

一般社団法人 全日本吹奏楽連盟正会員
岩手県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

- 第1条** (名 称)
 本連盟は、岩手県吹奏楽連盟と称する。
- 第2条** (事 務 局)
 本連盟は、事務局を会長指定の場所に置く。
- 第3条** (構 成)
 本連盟は学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、および職場、一般の吹奏楽団、マーチングバンドをもって構成する。
- 2 上記以外の団体の加盟については、全日本吹奏楽連盟「加盟団体に関する登録規約」に準ずる。なお幼稚園、保育園等の合奏団の臨時の加盟はこれを認める。
- 第4条** (組 織)
 本連盟には久慈、県北、盛岡、花巻、北上、奥州、一関、宮古、釜石気仙の9支部を置く。

第2章 目的及び事業

- 第5条** (目 的)
 本連盟は、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、加盟団体相互の親睦と、吹奏楽およびマーチングの普及・発展を図り、吹奏楽を通して音楽教育の振興と青少年の健全育成を目的とする。
- 第6条** (事 業)
 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会議（理事総会、評議員会、総務会、その他）の開催
 - (2) 吹奏楽コンクール岩手県大会の開催
 - (3) マーチングコンテスト岩手県大会の開催
 - (4) 小学校バンドフェスティバル岩手県大会の開催
 - (5) アンサンブルコンテスト岩手県大会の開催
 - (6) 指導者講習会の開催
 - (7) 東北、全日本吹奏楽連盟および他団体との連絡と協議
 - (8) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

- 第7条** (役 員)
 本連盟には下記の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 理 事 長 1 名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 事務局長 1 名
 - (6) 事務局次長 若干名
 - (7) 常任理事 若干名
 - (8) 評 議 員 各支部2名（うち1名は支部事務局長をあてる）
 - (9) 監 事 若干名
 - (10) 相 談 役 若干名
- 第8条** (任 務)
 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本連盟を代表し、業務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある

- 場合、会長を代行する。
- (3) 理事長は本連盟の業務を掌握し、業務推進の主体となる。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合、理事長を代行する。
- (5) 事務局長は、連盟事務及び会計を担当する。
- (6) 事務局次長は、事務局を補佐する。
- (7) 常任理事は、連盟業務遂行に参画する。
- (8) 評議員は、評議員会において議決権を行使する。
- (9) 監事は、連盟業務の監督および会計の監査を行う。
- (10) 相談役は、会長および理事長の諮問に応じ連盟業務について助言などを行う。

第9条 (選 任)

- 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は評議員会において推薦する。
 - (2) 副会長は評議員会において推薦し、会長が委嘱する。
 - (3) 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長は評議員会において推薦し、理事総会の承認を経て、会長が委嘱する。事務局長は、副理事長を兼任できる。
 - (4) 常任理事は理事長が推薦し、理事総会の承認を経て会長が委嘱する。評議員との兼任はこれを認める。
 - (5) 評議員は各支部で選出し、会長が委嘱する。
 - (6) 監事は評議員会で選出し、理事総会で承認を受ける。
 - (7) 相談役は理事長が推薦し、理事総会で承認を経て会長が委嘱する。
- 役員の任期は1年とする。
 ただし、再任は妨げない。

第4章 名誉会長、顧問

- 第10条** (名誉会長、顧問)
 本連盟に名誉会長、顧問をおくことができる。
- 2 名誉会長、顧問は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会 議

- 第11条** (会 議)
 本連盟の会議は次のとおりとする。
- (1) 理事総会
 理事総会は、本連盟役員、理事をもって構成する。理事は各団体代表者1名とする。理事総会は、毎年1回会長が召集する。議長には、理事より1名を選出する。
 - (2) 評議員会
 評議員会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、常任理事、評議員、監事で構成し、理事総会に次ぐ決議機関である。評議員会は会長が召集する。議長には、常任理事より1名を選出する。
 - (3) 総 務 会
 総務会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、常任理事、監事で構成する。総務会は、必要の都度、会長がこれを召集する。議長には、理事長があたる。
 - (4) 事業別委員会
 全日本吹奏楽連盟及び東北吹奏楽連盟の

主催する事業の担当県となった場合、並びに本連盟の主催する事業毎に、実行委員会を組織し、会長がこれを召集し事業を遂行する。

第12条 (会議に付議すべき事項)

- (1) 理事総会に付議すべき事項
 - ① 事業計画および報告
 - ② 予算・決算
 - ③ 役員の選任
 - ④ 規約の改定
 - ⑤ その他特に必要な事項
- (2) 評議員会の議決事項
 - ① 理事総会から委嘱された事項
 - ② 総務会から提案された事項
 - ③ その他必要な事項
- (3) 総務会の議決事項
 - ① 連盟業務の企画およびその会計の運用に関すること
 - ③ その他必要な事項

第13条 (臨時役員会)

災害などの緊急事態により、第11条に定める会議の開催が困難である場合、理事長が臨時役員会を組織し、会長がこれを招集して、第12条に定める事項の議決を行うことができる。

- 2 臨時役員会の構成は、理事長が状況に応じてこれを定める。
- 3 臨時役員会の議決は、事後、評議員会または総会に報告する。

第14条 (議 決)

会議の議決は出席者の過半数の賛否により決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。

第6章 支 部

第15条 (役 員)

各支部には支部長、支部事務局長各1名を置く。

- 2 選出・任期については支部で決定する。

第16条 (任 務)

支部役員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括する。
- (2) 支部事務局長は支部の業務を行うとともに、本連盟業務遂行に参画する。
- (3) 本連盟事務局に以下の書類および加盟費を提出する。
 - ① 加盟団体一覧表 (4月末日)
 - ② 支部役員名・所属 (4月末日)
 - ③ 評議員名・所属 (4月末日)
 - ④ 県吹連加盟費 (5月末日)

第17条 (支部総会)

支部総会は各団体の理事によって構成され、支部長がこれを召集する。各支部は5月末日までにそれぞれ支部総会を開き以下のことを決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 事業計画および報告
- (3) 予算および決算
- (4) 支部会費の決定

第7章 会 計

第18条 (会 計)

会計は次の諸収入をもってあてる。

- (1) 加盟費 (2) 事業収入
- (3) 助成金 (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第19条 (加 盟 費)

本連盟に加盟する団体は、加盟費として以下の金額を支部事務局に納入する。

(1) 小 学 校	8, 0 0 0 円
(2) 中 学 校	1 0, 0 0 0 円
(3) 高等学校	1 0, 0 0 0 円
(4) 大 学	1 0, 0 0 0 円
(5) 職 場	1 0, 0 0 0 円
(6) 一 般	1 0, 0 0 0 円

第20条 (会計年度)

本連盟の会計年度は当年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 補 則

第21条 本規約の実行に必要な細則は評議員会の議決を経て別に定める。

第22条 本規約の改廃は理事総会の議決によらなければならない。

第9章 付 則

本規約は、昭和60年6月1日より施行する。
 本規約は、平成元年5月 日より施行する。
 本規約は、平成8年5月18日より施行する。
 本規約は、平成10年5月16日より施行する。
 本規約は、平成14年5月11日より施行する。
 本規約は、平成17年5月7日より施行する。
 本規約は、平成18年5月3日より施行する。
 本規約は、平成22年5月1日より施行する。
 本規約は、平成23年5月7日より施行する。
 本規約は、平成26年4月29日より施行する。
 本規約は、平成27年4月29日より施行する。
 本規約は、平成28年5月7日より施行する。
 本規約は、令和2年4月27日より施行する。